

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之でございます。

今、委員長から御注意をいただきましたように、委員長、また、先輩同僚委員の皆様、また、大臣始め政府の皆様、大変に失礼をいたしました。二度とこのようなことがないようにいたします。失礼いたしました。

では、質疑の方を行わせていただきます。

外交、防衛に関する一般質疑ということでございまして、今安保法制が衆議院の方で、特別委員会で議論がなされているところでございますけれども、その安保法制の根本であります憲法問題について質疑をさせていただきたいというふうに思っています。

憲法問題のうち、集団的自衛権の行使を安倍内閣は容認されているわけでございますけれども、その容認をしたところの七月一日の閣議決定にある一番根本の考え方、昭和四十七年政府見解に書かれている基本的な論理、つまり昭和四十七年見解を作成した当時から限定的な集団的自衛権が法理として昭和四十七年見解に含まれていて、それが憲法九条の歴代政府の解釈の基本的な論理である。その基本的な論理を踏襲している。いわゆる解釈改憲、立憲主義に反するような解釈改憲、憲法規範を変えるようなものではないというふうにおっしゃっているとございします。

その問題なんですけれども、昨日の衆議院の審議を聞いておりますと、横島法制局長官に質問させていただきましても、この昭和四十七年政府見解にそうした限定的な集団的自衛権が法理として含まれているということについて、安倍内閣はそういうふうにおっしゃっていて、私も民主党あるいは多くの憲法学者もそんなことはないだろうというふうに、元法制局長官も含めてそんなことはないというふうに言っているわけでございますけれども、昭和四十七年見解に限定的な集団的自衛権が法理として含まれていたことについて、いるというふうに御主張されていることについて、かつて私、三月の二十四日だと思っておりますけれども、そうしたことについて歴代の法制局長官から直接話を聞いたことがありますかという質問に対して、聞いたことがないというふうにおっしゃっております。にもかかわらず、昨日の質疑で、そうした考えを小松前法制局長官がご持ちであつたというふうに思いますという趣旨の答弁をされております。

小松前法制局長官から昭和四十七年政府見解の中に限定的な集団的自衛権の行使が法理として含まれているということを聞いたことがあつたのか、そしてそれは小松法制局長官時代から内閣法制局の組織としての見解であつたのか、明確な答弁をお願いいたします。

○政府特別補佐人（横島裕介君） まず、その法理として含まれるという意味でございます。ちょっとその辺に理解のそこがありますと話がかみ合いませんので、ちょっとその点を整理させていただきたいと思ひます。

昭和四十七年見解は、①、②、③という御理解いただける特定のを使わせていただきたいと思いますけれども、③の「そうだとすれば」という段落において、結論と理解しますけれども、いわゆる一般的な集団的自衛権の行使は許されない、我が国に対する急迫不正の侵害に対処する場合にのみ武力の行使ができるのだということを述べております。ただ、それは結論でございます。なぜそうなのかと、なぜ我が国に対する急迫不正の侵害に対処する場合には憲法九条の下でも武力の行使が可能なのか、できるのかという、その理由という部分を述べているのがあの①、②の部分と理解するわけでございます。

①の部分、「憲法は、第九条において、」の段落でございますけれども……（発言する者あり）

○委員長（片山さつき君） 御静粛に。

○政府特別補佐人（横島裕介君） そこでは、我が国の自衛権は否定されていないと、無防備、無抵抗を定めたものではないという砂川判決で示された考え方と同旨の考え方を、政府としての考え方を示しているわけでございます。

その上で、②の部分、「しかしながら、だからといって、」というところで、憲法九条の下ではその行使について限定が掛かるということを明確に述べた上で、憲法九条の下でなぜ我が国が例外的に武力の行使が可能なのかという、まさにその理由として、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処すると、そういう場合、さらに、やむを得ない、必要最小限というのが付きますけれども、前提といたしましては、まさに外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処するという、そのためにこそ、それに限って必要だということを述べているわけです。それが理由でございます。

そういたしますと、その法理といたしまして、その理由に当てはまるものは、やはり我が国として武力を行使できる、そのようなものに当てはまり得るという、それが法理であるというふうに述べているわけでございます。

当時の認識といたしましては、このような急迫不正の事態に該当する場合としては、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみがそのような事態に当たるといふ、これは事実認識を持っていたということをする申し上げているわけでございます。

そのこの事実認識につきましては、安全保障環境の変化等によってそこが変わったということで今回の新三要件というものが導き出されたということとを述べたわけです。

お尋ねでございますけれども、小松前長官との間では、小松前長官も頭の体操という言葉を使っておりましたけれども、この議論の過程ではいろいろ議論をさせて、法制局内での議論というのもしていたわけです。その過程で、この昭和四十七年見解に着目して議論をしていたということでございます。

○小西洋之君 私が聞いた質問について関係ないことをずらずらしゃべっていたいただきましたけれども、今おっしゃったようなその答弁ですね、ずっとされているわけですから、それは不要なんです。ただ、今新しいことを一生懸命言おうとされているというふうに受けました。

今私が聞いたのは、昭和四十七年政府見解の中に、限定的な集団的自衛権の行使を許容する法理的な論理というものが昭和四十七年政府見解を作ったときからあったと、あるんだと、それが本当の憲法九条の基本的な論理だということを政府はずっと答弁をされているわけですね。

かつ、七月一日の閣議決定、私、今手元にありますけれども、こういうふうに書いてあるんですね。政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定

性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法九条の解釈の基本的な論理の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための論理的な帰結を導く必要がある。その次に、いわゆる皆さんがいつも言っている基本的な論理ですね、「憲法九条はその文言からすると、」というのが続いて、最後、「そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。」という基本的な論理を述べて、そして、続けます、「これが、憲法九条の下で例外的に許容される「武力の行使」について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。」。昭和四十七年政府見解の中に明確に示されているところであるというふうにおっしゃっているんですね。イエスカノーかただけでお答えください。

皆さん、同僚委員の先生方に配らせていただいていますけれども、この七月十四日の資料ですね、左側のところ、これについて昭和四十七年見解の法的な捉え方はこのとおりですという答弁も七月十四日のときに横畠法制局長官はなさっています。この基本的な論理②の部分ですね。まあ①と②を合わせてでも結構ですよ。

いずれにしろ、昭和四十七年見解に限定的な集

团的自衛権を許容する法理が昭和四十七年見解を作成した当時からあるんだという認識にいうことではよろしいですね。イエスカノーかで。これをはぐらかすんだったら、もう衆議院の委員会も止まりますよ。どうぞ。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） その当時からという意味が若干よく分からないのでございますけれども、まさに昨年七月までは、集团的自衛権について限定的な場合に行使するという、そういう考え方がなかつたわけでございます。

法理として、今回の集团的自衛権のうちの限定されたものを行使することができるといふその考え方、法理は昭和四十七年政府見解の①、②に含まれている、現に含まれているということでございます。

○小西洋之君 含まれていると間違いなくおっしゃいましたけれども、①、②。それは、じゃ、いつから含まれていたんですか。昭和四十七年政府見解を作ったその瞬間、次のページをおめくりいただきますと、二枚めくっていただきますと、その起案ですね、十月七日に決裁されていますね、当時の吉國內閣法制局長官が。この七日の決裁の瞬間に法理として含まれていたと、四十七年見解の中にですよ。四十七年見解が政府見解の文書として成立したその瞬間に含まれていたというふうな理解でよろしいですか。あるいは、四十七年か

ら含まれていなかったんだけれども、いつの間にかそういうお化けみたいな魂が、幽霊みたいなものが四十七年見解の中に宿って、それを七月一日の中に皆さんが、いつ宿ったか分からないものを見付け出したということなんでしょうか。

四十七年見解を作ったときに、今お認めになった限定的な集团的自衛権行使を容認する法理が含まれていたんだと、作ったときにですね、そういう理解でよろしいですか。イエスカノーかだけでお答えください。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 昭和四十七年当時の担当者の具体的な意識、認識は、先ほどお答え申し上げたとおり、そのような事態というのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという事実認識に立っていたわけでございまして、当時、明確に限定的な集团的自衛権の行使というものがこれに当てはまるという認識はなかったと思いますが、法理といたしましてはまさに当時から含まれている、それは変えない、変わらないということでございます。

○小西洋之君 済みません、今法制局長官は回りくどくおっしゃられたんですけれども、ただ、當時は、その限定的な集团的自衛権ですね、我が国が攻撃もされていないのに国民の生命などが根底から覆されることがあるという事実認識には至っていないかった。しかし、法理としては、憲法九条

の下で限定的な集团的自衛権を容認する法理としては、その作成当時から含まれていたという明確な答弁をされました。うなずいていらっしゃいます。

こんなこと、私は三月二十四日のときからずっとやっていることじゃないですか。何で回りくどいそういう答弁をなさるんですか。

だって、三月二十四日に、まさにこの外国の武力攻撃という言葉、我が国に対するだけではなくて同盟国に対する外国の武力攻撃というふうにも読めるんですかというふうな質問で、そんなことを初めて考えられたのは横畠長官ですかという質疑、答弁ですね。ここに付けさせていただいておりますけれども、同僚委員の皆さん、一ページ目の右下に。同様に考えていた者がいるかどうかは知りませんが、四十七年の政府見解そのものから、そのような解釈、理解ができるというふうにおっしゃっているわけでございます。では、そこを確認をさせていただいて。

ごまかしの答弁をすれば、国民の不信が増すだけです。もうどう考えてもつわけがない、倒れるしかない。このめっちゃかな論法で、暴挙で頑張られるのであれば、正々堂々と政府の皆さんはやられることを求めます。

では、次の質問をさせていただきます。前回のときに質問通告をさせていただいた内容

なんですけれども、内閣法制局横島長官に伺いますけど、この四十七年政府見解を作った当時に、皆様、この三ページというところですね、さっきの起案のかがみのところを御覧いただきたいと思えますけれども。これを御覧いただくと、「外務省と協議済」というふうに書いていますね、外務省と協議済み。その右に、「御高裁を仰ぎます。」。

これはもう法制局にも確認していますけれども、この判この早坂さんという方、当時参事官、課長クラスの方です。早坂さんが起案して、憲法担当の第一部長である角田さん、次長である真田さん、長官である吉國さんがそれぞれチェックをされて、皆様にはかつて全文をお送りさせていただきましたけど、いろんな修正を加えて十月の七日に決裁しているんですね。十月の五日に早坂さんが起案をして、十月の七日に決裁されている。私も、役人時代にこういう起案文書、法令解釈の文書は何十本も作りました。

では伺いますけれども、「御高裁を仰ぎます。」とあるので、早坂さんが上司の方々に決裁を求めているんですね。その備考として、「外務省と協議済である。」と。外務省と協議したことはここから明らかであります。防衛省、当時の防衛庁と協議はされたんでしょうか。法制局に伺います。○政府特別補佐人（横島裕介君） この四十七年の政府見解の行政文書といたしましては、このい

わゆる原議が現存しているだけでございまして、防衛庁との協議に関する資料はございません。したがって、その点については不明でございます。

○小西洋之君 私の経験ですと、そういう役所との協議文書というのは物すごく重要なものですので、なぜならば政府見解を出すわけですから、それぞれの役所の中でまさに憲法解釈その他について見解が異なるようなことがあつてはいけませんから、もう完全にその協議文書は行政文書として当然に残すんですね。昔はこれ、法令協議という一般的な言い方もされておりましたけれども、法令協議というのは法律を国会に出すときの協議のことなんですけど、それと同じようなことを各役所間には必ずやって、それは当然、自分たちは、防衛庁として、この憲法九条の解釈の政府文書について何か意見があるんだったら、こういう見解を出した、あるいは協議を求められたけれども、意見がないんだったら、ないというものを必ず役所の中に残すんですね。なので、当然協議をしていない。

かつ、「備考」で「外務省と協議済」としか書いていないわけですから、協議していないことはもう一〇〇%明らかでございます。協議したんだたら、当然この早坂さんはもう参事官ですから課長クラスで、法案の審査なんかをされている、実務をやられている立派な課長クラスの方ですか

ら、当然書くわけなんです。

じゃ、防衛庁と協議はしていないことは分かりました。

では、内閣法制局から外務省に協議したことはもう明らかなんですけれども、その協議の内容として、限定的な集団的自衛権行使をこの昭和四十七年政府見解によって容認すると、そういう法理を内閣法制局が組み立てているということを内閣法制局は外務省に協議をしたんでしょうか。

これは、横島長官に伺います。

また、岸田外務大臣にも伺います。そういう協議を外務省として受けたんでしょうか。

○政府特別補佐人（横島裕介君） まず、その前提といたしましてですが、いわゆるその新三要件の下で行使が許されるとしております限定的な集団的自衛権という考え方それ自体は、昨年七月以降の考え方でございます、それ以前にはないのでございます。

したがって、四十七年のこの政府見解のお尋ねはもとより、その後の政府の国会での答弁、質問主意書に対するお答えその他について、集団的自衛権と言っているものは、基本的にどうか、全限定のない国際法上認められる集団的自衛権一般のことを指して言っているものでございまして、昨年七月以前に、その新三要件で認められる場合のいわゆる限定された集団的自衛権という考

え方に基づいて議論をしているということはないと思いますので、お尋ねについても、そのような限定的な集団的自衛権を念頭に置いて何か協議をしたということではないと思います。

○委員長（片山さつき君） 外務大臣の御回答がまだですが、よろしいんですか。

○小西洋之君 いや、先に今長官の答弁と先にちよつと重ねて、その後に外務大臣に。

○委員長（片山さつき君） それでよろしいんですね、質問者。

○小西洋之君 どうも大臣、失礼いたしました。

横島長官はもうめちやくちやなことばかりおつしやっているんですけれども、よろしいですか。

日本国憲法を作った後に、自衛隊の創設以前から、外務省の国会答弁として、我が国は憲法九条において、我が国が武力攻撃を受けた、つまり我が国に武力攻撃が発生したときでなければ我が国は武力行使ができないということは何度も政府として、また外務省としても、内閣法制局としても答弁をされているんです。

この昭和四十七年見解のその限定的な集団的自衛権の行使を法理と含むということは、まさにここを同盟国に対する外国の武力攻撃と読み替えて、同盟国に対する外国の武力攻撃しか起きていない、すなわち、我が国に対する外国の武力攻撃は発生していないんだけれども、我が国は集団的自衛権

の行使たる武力行使ができるという文書を作ったということなんですね。

じゃ、重ねて伺います。そういうひきような、まあひきようなものもあるんですけど、これはでもひきような答弁ですよ、何もかも分かっていらつしやるのに。

じゃ、もう一回重ねて伺います。我が国に武力攻撃が発生していない局面であるにもかかわらず、我が国が武力行使ができる、しかもそれは国際法上集団的自衛権の行使というものになる、そういう政府見解を作るということを内閣法制局から外務省に協議をしたんでしょうか。

また、岸田大臣、今の私のこの御説明を踏まえて、外務省としてそうした内容の協議を受けたんでしょうか。答弁をお願いいたします。

○政府特別補佐人（横島裕介君） お尋ねは昭和四十七年当時のことと理解いたしますけれども、当時はまだ、先ほどもお答えいたしましたとおり、この新三要件で示したような限定的な集団的自衛権という考え方それ自体は存在いたしませんので、そのような協議をしたということではないと思います。

○政府参考人（岡田隆君） 昭和四十七年当時の内閣法制局作成の文書に關しまして、「外務省と協議済である。」という記載があることは承知しております。

当時の記録については、省内関係部局で探索したところでございますが、該当する文書、確認できなかったところでございます。そのため、当時、当省がどのような形で法制局と協議を行ったのかということについては、現時点では不明でございます。

○小西洋之君 委員の皆様、私の質問の趣旨なんです、こういうことなんです。

憲法制定以来、国会監督の下で、政府は、我が国に武力攻撃が発生した局面、つまり国際法上の個別的自衛権しか憲法九条では武力行使として行使できないというふうに言っていました。

ところが、これはそうではない。我が国に武力攻撃が発生しない局面で集団的自衛権、今政府は限定的な集団的自衛権だと言っていますけど、それを法理としてつくり出したものだというのをさつき横島長官はおつしやいました、四十七年政府見解を作ったこの瞬間に。

つまり、昭和四十七年政府見解を作ったときに、それを法理として、（発言する者あり）昭和四十七年政府見解を決議したときから、この昭和四十七年政府見解の中に法理として限定的な集団的自衛権は含まれているというふうに認識しているというふうに答弁なさいましたよね。じゃ、その答弁で間違いないか、イエスカノーかだけかお願いします。横島長官。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 法理と申しますのは、物の考え方でございます。この昭和四十七年の政府見解で示された物の考え方、法理というものについて、その当時、明確に限定的な集団的自衛権という意識、考え方は当時なかったわけでございます。そこで意識して昭和四十七年の政府見解が作られたわけではないと思いますが、物の考え方、法理といたしまして、昨年七月以降明らかにしております新三要件で認められる限定的な集団的自衛権といたしますのは、この昭和四十七年の政府見解で示された①、②の基本的な、考え方です。法理に適合するその範囲内のものであるということをする御説明させていただいているところでございます。

○小西洋之君 ちよつと議論を何かちやぶ台を返すかのように聞こえるかもしれないようなことをおっしゃったような気がするんですけど。

さっきおっしゃった、昭和四十七年政府見解を作ったときに、作ったその瞬間から、十月七日のこの決裁の瞬間から、この昭和四十七年政府見解がまさに成立した瞬間ですね、この中に、先ほどのおっしゃっている、皆さんが基本的な論理①、②と言っている部分ですね、具体的には②のところなんでしょうけれども、限定的な集団的自衛権、当時は限定的な集団的自衛権というその固有名詞を持っていないにしても、我が国に武力攻撃

が発生していない、同盟国などに対する外国の武力攻撃が発生したときであつても我が国は武力行使ができる、そういうことが許容されるという考え方、法的な論理たる法理というものを昭和四十七年政府見解の文書として持っていた、そういうものだという認識、理解でよろしいですね。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 繰り返しになるかもしれませんが、その昭和四十七年見解の①、②で示された、考え方です。法理というのは、一部限定された集団的自衛権というものを含み得る考え方であつたということを上記しております。昭和四十七年政府見解における結論③の部分が個別的自衛権のみが認められるというふうに結論付けているその理由といたしますのは、①、②に当てはまる、外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態というものが、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという当時の事実認識を前提としてその結論になっているということを上記しているわけでございます。

○小西洋之君 法理として含み得ると、いわゆる皆さんが今おっしゃっている限定的な集団的自衛権というものです。当時の方はそういう固有名詞は持っていないにしても、そういうものが法理として含み得るではおかしいですね。含んで

いたと明確に答弁いただけますか。昭和四十七政府見解を作った段階から含んでいたんだというふうに政府は認識されていると答弁いただけますか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） ①、②のまさに考え方は、当時、明確に認識していたわけではないと思いますが、今般の新三要件の下で認められるとしております限定的な集団的自衛権の行使までは含み得る、そのようなまさに法理としての考え方です。

○小西洋之君 分かりました。じゃ、今おっしゃったように、当時のこの決裁権者の方々、吉田長官、真田次長、角田第一部長は、法理として、昭和四十七年政府見解に、皆さんが言っているところの限定的集団的自衛権なるものが法理として含むとは明確に認識していなかったと。このお三方が作られた文書は、そのお三方において、限定的な集団的自衛権なるものが法理としてですよ、ごまかせないように、じゃ正確に言いますけど、我が国に対して武力攻撃が発生していない、同盟国などに対してのみ武力攻撃が発生している局面で、国民の生命などが根底から覆されるのをやむを得ず防ぐ必要最小限の武力行使、国際法上は集団的自衛権に当たるものが法理として含まれているとはこの三人は明確に認識していたわけではないという答弁をされましたけれども、明確に認識していたわけではないということを先ほど明確におつ

しやいましたけれども、この三人は、法理として、自分たちが作った文書に、今申し上げた国際法上の集団的自衛権に該当するものが含まれていると明確に認識していたわけではないという理解でよろしいですね。そうでなかったら答弁訂正になりますよ。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 繰り返しになるかもしれませんが、限定的な集団的自衛権の行使という切り分け方があるのだという考え方は昨年七月以降の考え方でございまして、それ以前にはなかったわけでございます。かつ、この昭和四十七年当時も含めまして、まさに①、②のその要件に当てはまる事態といたしましては、我が国に対する急迫不正の侵害が発生した、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという事実認識に立っていたということでございます。

○小西洋之君 実は、横畠長官、私の、三月だったと思いますが、質疑に対して、この三人ですね、当時のこの作成者の方々が、いわゆる安倍内閣が言っているところの限定的な集団的自衛権の行使というものについて、それを含ませるためにあえてこの外国の武力攻撃というものを裸にしたと、我が国に対すると書かなかったかどうかという点については、それは意図的であつたかどうかは分からないという答弁をされていたんですね。

ところが、さっきの明確に認識していたわけで

はないというのは、それとはまた違うことを、より踏み込んだことをおっしゃっていますので、重ねて聞きます。

この決裁をされた三人の方、もういいんですよ、ここで質問やめてあなたの答弁残しても、これ確立しちゃっても構わないんですけれども、変えさせていただいても構わないんですけど、政府答弁として。

この四十七年政府見解を作られた三人の方々は、自分たちの手でまさに作ったその政府見解文書について、我が国に武力攻撃が発生していない局面における国際法上の集団的自衛権に該当するものを、法理として憲法九条の下において許容した政府見解であるということについて明確に認識していたわけではないという安倍内閣の理解ということではよろしいですか。イエスかノーかでだけ答えてください。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） ですから、その限定的な集団的自衛権という考え方自体、昨年七月以前はなかったわけでございます。それを前提にその昭和四十七年の政府見解は作られているわけでございます。

この③の結論部分に至って初めて「わが国に対する」ということが明記されているわけで、その基本理論たる①、②の部分では、②の部分では「外国の武力攻撃」とだけ記述されているという

ことで、やはりその結論のところに至るまでの基本理論としては、そのところで既にその我が国に対する武力攻撃に限るという前提に立っているならば、これはもう先に結論を述べてしまっているわけで、③の部分は「そうだとすれば、」にはならないはずであるということでございます。

○小西洋之君 もう時間稼ぎのはぐらかし答弁ばかり全てしていますが、じゃ、こういう聞き方をします。

昭和四十七年政府見解を作られた吉岡長官以下のこの三人の方々は、昭和四十七年政府見解を作ったその決裁のときに、国際法上集団的自衛権の行使に該当する武力行使を憲法九条の下で許容する政府見解文書を作ったということを明確に認識していたわけではないという理解でよろしいですか。国際法上集団的自衛権の行使に該当する武力行使を許容する政府見解文書を作ったと明確に認識していたわけではないという理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） まさにこの昭和四十七年政府見解の結論部分のところにも出てきます、「いわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」ということを述べておりますけれども、この昭和四十七年見解におけるいわゆる集団的自衛権というのは、国際法上認められる集団的自衛権一般のこと、フルスペックといえますか、

フルセットの集団的自衛権のことであるというふうに理解しておりまして、その限定されないところのその集団的自衛権一般の行使は許されないということを結論として述べておるわけでございまして、もうそのように理解しております。

○小西洋之君 では、長官が今おっしゃったこの帰結（あてはめ）のところでおっしゃった、限定されないところの集団的自衛権の行使、ものは否定されていると。じゃ、それ以外の集団的自衛権行使ですね、国際法上の集団的自衛権行使の、この全体のあらゆる集団的自衛権の母集団があったら、この帰結（あてはめ）のところで否定されているもの、それ以外の残りの集団的自衛権の行使については法理として許容された政府見解文書を作ったということについて、当時のこの作成者の三人は明確に認識していたわけではないという理解でよろしいですか。もうこの質疑、やり取りを聞いている国民も委員の皆様もみんなあきれていますよ。もう諦めたらどうですか。じゃ、答弁だけどうぞ。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 繰り返しになりますけれども、昨年七月以前は限定的な集団的自衛権という考え方自体がなかったわけでございます。

したがって、その昭和四十七年見解で示されているいわゆる集団的自衛権といえますのは、

国際法上武力行使が認められる集団的自衛権一般のこととございまして、限定されていない集団的自衛権のことであって、それは憲法上許されないということをもとに明記しているものでございします。

○小西洋之君 もう何度聞いても答えませんので、国民の皆さんと、あと衆議院の委員の皆さんにもこの資料をお届けさせていただきまして、あと将来の最高裁判事、明確な違憲判決が出ると思いますが、これ出なければ、我が国は法治国家として残念ながらも希望が持たないことになつてしましますけれども。

ちよつと今一点伺いますけど、この帰結（あてはめ）のところですね、私の資料のカラーの、このいわゆる集団的自衛権の行使、これ前回伺った話なんですけれども、集団的自衛権の行使ですね、四十七年見解についての集団的自衛権の行使について、今三つの概念が飛び交っていると思うんですけれども、一つは皆様がつけられた限定的な集団的自衛権の行使、もう一つは非限定的なもの。昨日の衆議院の質疑を聞いていますと、何かフルセットという言葉が飛んでいたのと、あとフルセットという言葉が飛んでいました。この三つの言葉の関係について簡潔に御説明いただけますか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 限定的な集団的自衛権といえますのは、新三要件の下で認めら

れる集団的自衛権のこととございます。いわゆる集団的自衛権、フルセットの集団的自衛権あるいはフルセットの集団的自衛権と申し上げているものは、そのような限定の掛からない、国際法上主権国家に認められる武力行使の権利としての集団的自衛権一般を指しているものと理解しております。

○小西洋之君 ちよつとよく分からないんですけど、今の話だと、フルセットの集団的自衛権とフルセットの集団的自衛権って全く同じ意味で使われているということですか。

分かりました。じゃ、限定的な集団的自衛権とフルセット、フルセットと、フルセットとフルセットは同じ意味だということなのでフルセットと言いますけれども、限定的な集団的自衛権とフルセットの集団的自衛権を足し合わせたものがあらゆる集団的自衛権の行使の母集団になるという、そういう理解でよろしいですか。明確に。違うと思いますよ、違うんですよ、ずれている。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 限定された集団的自衛権と申し上げているのは、フルセットでもフルセットでもいいのですけれども、集団的自衛権一般の中の部分集合ということとございします。

○小西洋之君 だから、その関係を聞いているわけですよ。だから、その限定的なものがこの部分

集合なんですよ。その余りの部分は何と言い、かつ、その二つを合わせた全体の部分は何とおっしゃって整理されているんですか。明確に説明してください。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 限定されていないものがいわゆる集团的自衛権であり、フルセットの集团的自衛権であり、集团的自衛権一般という言い方をしております。新三要件において限定されたものは、便宜、限定された集团的自衛権という呼び方をしておりますけれども、その差の部分については名前がないということでございます。

○小西洋之君 今、フルセットの集团的自衛権と限定的な集团的自衛権に差があるというふうにおっしゃいましたので、簡潔に、これ、あらゆる集团的自衛権ですね、国際法上の政府が認めていらっしゃる集团的自衛権の行使に該当するあらゆる集团的自衛権のその母集団をフルセットというふうにおっしゃっていて、うなずいていらつしやいますね、そのうちの新三要件で認めるのを限定的な集团的自衛権と言つて、その残りの部分があるんですね。残りの部分は何て名付けられているんですか。特に名付けていないんだつたら名付けていないで結構ですよ。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 名前はまだないということでございます。

○小西洋之君 分かりました。

なので、前回私が確認したとおりなんですけど、この昭和四十七年政府見解、ページめぐっていたきましたら出てまいります、四ページですね、いわゆる集团的自衛権というのがあるんですけど、これは集团的自衛権全体、もう母集団全体になるわけなんです。

先ほどのじゃ質疑の続きをさせていただきます。要するに、よろしいですか、昭和四十七年政府見解に国際法上の集团的自衛権に該当する武力行使を政府はつくつたんですね。ところが、そのつくる段階で、まさにその武力を行使する防衛庁には協議をしていないんですよ。かつ、外務省にも協議を、その内容が残っていないんですね、昭和四十七年段階の当時で。当然、日米安保条約を一九六〇年に結んでいますから、これはアメリカとの関係も出ますよ、私が何度も取り上げた日米安保第三条に、集团的自衛権の行使は、日本はアメリカのためにできません、憲法上できませんということを書明記していますから。

つまり、我が国の、申し上げるまでもなくて、憲法秩序そのもの、外交安保政策の根幹に関わる憲法解釈の内容を、横畠さんの説明だと、この内閣法制局の官僚の三人だけで決めたことになるんですよ。そうですね。こんなばかげた主張が通るんでしょうか。

中谷防衛大臣に伺います。

昭和四十七年政府見解において、国際法上の集团的自衛権に該当するものを政府はつくられたわけですよ。そのときに、それを担う防衛庁に協議をしていない。こんな安倍内閣の今の主張をお認めになるんですか、自衛隊を率いる防衛大臣として。中谷大臣に答弁を求めます。

○国務大臣（中谷元君） 御指摘いただきましたので、防衛省でこの昭和四十七年の政府見解、当時の集团的自衛権と憲法との関係に関する資料、これを調査してみました。その結果、関連する資料を確認できなかったため、当時、内閣法制局との間における協議や調整が行われていたか否かにつきましては不明ということでございます。

○小西洋之君 実は今の、先ほど外務省と防衛大臣が今答弁いただいた内容ですが、昭和四十七年見解作成当時に、その作成に関わる資料というのは外務省と防衛省には一切残っていないことは、私、質問主意書でも確認をさせていただいております。こんなことを誰が信じられるんでしょうか。

集团的自衛権の行使を、国際法上ですね、限定的な集团的自衛権の行使を皆さんもう解禁するのに、防衛庁に協議もせず、協議したのであれば当然資料が残っているはずですけども、かつ、もう協議していないのは明確なんですね、ここに決裁して、「外務省と協議済」としか書いていな

いわけですから。それで政府がそんな解釈をつくるわけがないんですね。

横畠内閣法制局長官にお伺いします。

なぜ、当時の吉國內閣法制局長官は、防衛庁にも協議もせず、かつ閣議決定も求めず、安倍総理はよく言っています、いやいや、昭和四十七年政府見解は閣議決定していない文書なんですと。我々は、七月一日の閣議決定は閣議決定をした文書なんですよということを言っておりますけれども、防衛庁にも協議もせず、閣議決定もせず、内閣法制局の幹部三人だけで我が国の憲法解釈、集团的自衛権の行使を一部許容する政府解釈をつくるなどということがあり得るのでしょうか。そんなことを今の横畠長官はやられますか。どうぞ、答弁ください。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） まず、この昭和四十七年の政府見解を取りまとめる前提となりましたのが、ここにございますように、この決裁書類にもありましたとおり、参議院決算委員会の昭和四十七年九月十四日に開催された会議における議論を踏まえまして、それを整理して提出せよという御用命がございまして、それに応えたものでございまして、議論そのものは国会の場で十分しているものでございます。それを取りまとめたということでございます。

また、昭和四十七年に至るまでに、自衛隊発足

以来でございますけれども、憲法と自衛権行使の関係につきましては国会を中心として多くの議論があったわけでございます、その意味で、この昭和四十七年の考え方、なぜ憲法九条、文言上は我が国が国際関係において一切の武力、実力の行使を禁じているかのように見える憲法九条の下においても、例外的に万やむを得ない、国を守り、国民を守るためのやむを得ない場合については最小限の武力の行使は許されるという、そのまさに基本的な考え方のコンセンサスというのは当然政府部内にあったわけでございます。

憲法についての所管というのは、政府部内では内閣法制局がそれを預かるという立場でございまして、憲法上の考え方を整理するということになりますれば、それは内閣法制局がこの文書の作成に当たるということでございます、このような原義ができていて、国会においても内閣法制局長官が御答弁申し上げているという、そういう関係であろうと思います。閣議決定をするまでもなく、当時政府部内でのコンセンサスであったということと理解しております。

○小西洋之君 全く答弁になっていませんけれども。

ちなみに、外務省に協議済みというのは、これはなぜかという、昭和四十七年政府見解の冒頭に国際法との関係があるからですね。国際法との

関係について内閣法制局だけで答弁することはできませんので、協議をなさっているということでございます。

もうこれ、衆議院の憲法審査会で慶応大の名誉教授である小林節先生がおっしゃっていました。今、国会で議論されていることは、衆議院の安保法制の特別委員会ですけれども、これは法令解釈論ではないと、常識、非常識の問題だとおっしゃっていました。まさにそのとおりです。常識、非常識の問題ですよ。

勝手に外国の武力攻撃というふうに書いてある言葉に言いがかりを付けて、我が国に対する外国の武力攻撃というふうに書いていないからそういうふうに通読してもいいんだと言い始めてやっているわけですね。こんな我が国の憲法秩序を根幹から変える話と、まさに国際関係にも波及する問題であり、かつそれを、武力行使を担う防衛省です、防衛庁、何にも協議せずこんな政府見解を作るわけじゃないじゃないですか。もう全くの、こんな議論が通用すると思っているんですか。

外務省の方々、あと横畠長官もだんだん三月以降顔色が悪くなっていますけれども、両大臣も顔が緊迫されていますけれども、これがもう衆議院で昨日からどんどん追及が始まってきますけれども、これがもう嵐のようにどんどん押し寄せてきますよ。

もう国民と我が国の法の支配を守るために、どうか両大臣にあられては、尊敬する保守の政治家でございまして、どうかそういう決断をしていただきたいというふうに思うところでございます。

しかも、よろしいでしょうか、これ、十月の五日に起案したんですね。十月の七日に決裁しているんですね。この我が国の憲法解釈を、憲法解釈というか、この新しい集団的自衛権の行使というものを法理として認めるものを、二日間でこの三人だけでやるなんてことはあり得ないわけですね。しかも、内閣法制局の官僚だけです、このことをしっかりと御指摘をさせていただきま

す。

その上で、ちよつと重ねての御質問をさせていただきたいと思うんですが、横島長官はもう国会で答弁をされています、安倍内閣、昨年の七月一日の閣議決定は憲法解釈の変更であるというふうにおっしゃっています。これは、我が国の戦後の日本国憲法下において二度目の憲法解釈の変更であるというふうに言っております。一つは文民条項ですね、六十六条二項の文民条項。

横島長官に伺います。先ほどおっしゃいました昭和四十七年政府見解を作った、四十七年十月七日に決裁した、これは憲法九条の解釈の変更ではないんですか。政府としては何というふうに考えられているんですか。昭和四十七年当時ですよ、

七月一日ではない、昭和四十七年当時、昭和四十七年政府見解を政府見解として決裁したことは、憲法九条の解釈の変更ではないんですか。解釈の変更ではないのであれば、その理由を示してください。それまでは、国際法上個別的自衛権に該当するものしか武力行使はできないと政府は国会答弁を一貫してやってきました。政府見解も全てそうです、四十七年見解当時以前は。昭和四十七年見解には、先ほどから答弁されていますけれども、国際法上集団的自衛権に該当する武力行使を許容したというふうに言われております。これは憲法九条の解釈の変更ではないんですか。答弁ください。

○政府特別補佐人（横島裕介君） その昭和四十七年の政府見解を取りまとめたことが憲法解釈の変更であるという、ちよつと御趣旨が理解しかねるのでございますが。

○小西洋之君 我が国が憲法九条において個別的自衛権、国際法上個別的自衛権に該当する武力行使ができないというふうにされていまして。ところが、国際法上集団的自衛権の行使に該当する武力行使をできるというふうに憲法九条の解釈の内容について、安倍総理のあの答弁の説明をすると、解釈を再整理した、整理したというような説明によれば、昭和四十七年政府見解を作ったということとは憲法九条の解釈の変更に当たらないん

ですか。変更に当たらないんだったら何なんですか。解釈変更でもなく、従来の解釈をそのまま維持しているということですか、どちらですか。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 昭和四十七年の政府見解の基本的な論理である①、②の部分につきましては、この時点で明確に文章として整理したものでございますけれども、当然それ以前から、自衛隊発足当時からずっとあった考え方であると理解しております、その後もそれが維持されておまして、昨年七月以降もそのままそれが維持されているというふうに考えておまして、その限りでの変更はございません。

○小西洋之君 これ、既に国会質疑と質問主意書で確認を取っていますけれども、昭和四十七年政府見解、これの前と後ろには、今、安倍政権がおっしゃっているような限定的な集団的自衛権の行使、つまり国際法上集団的自衛権と評価されるような武力行使ができると、憲法九条の下でできると述べた国会答弁も、それを明確に法理として示した政府見解文書も一つもないということは国会答弁と質問主意書で確認させていただきました。だから、安倍政権は、もうこれに寄りかかってすがりつくしかないんです。ここに集団的自衛権が書かれていると、そういうふうに読める文書だということふうに言い張るしかないんですけれども、それはもうノックアウトされるようなもの、もうノ

ックアウトされているんですよ、時間の問題なんですから。

いいですか、じゃ、重ねて聞きますよ。

昭和四十七年政府見解以前には、あらゆる国会答弁、あらゆる政府見解において、皆さんが言っているその限定的な集団的自衛権の行使、で、言い逃れをさせないために、あえてもう一回、丁寧に同じことを言います。国際法上集団的自衛権の行使と評価される武力行使について、認めた国会答弁も政府見解も一つもない。ところが、この四十七年政府見解において、国際法上集団的自衛権の行使と評価される武力行使を憲法九条において容認したと言っているんです。すると、この昭和四十七年政府見解を作ったこの行政の決裁行為、行政権の行使というのは憲法の解釈の変更ではないんですか。

憲法解釈の変更の定義についてどういうふうにお考えになられているか御説明いただくとともに、その変更にあたらない理由はなぜかということ、当たるとしたら当たるという明確な答弁を簡潔に、もうずっと、横昌長官、昨年の臨時国会のときから、私の質問について全て答弁拒否をして言い逃れをされていますよ。もうそんなことはやめましょう。明確に答弁ください。

○政府特別補佐人（横昌裕介君） やはりちよっとお尋ねの趣旨を理解しかねるところがございま

すが、先ほどもお答えしたとおり、その新三要件の下、限定的なその集団的自衛権の行使が認められるという、その限定的な集団的自衛権に限るという、そういう考え方そのものが昨年七月以降のものであるということをお願いしているとおりでございます。それ以前の集団的自衛権をめぐる議論は、先ほどのフルスペック、フルサイズ、国際法上認められる集団的自衛権一般の全体を指して議論しているということでございます。

この昭和四十七年見解は、憲法第九条の下でなお我が国として武力の行使ができる場合はどのような場合かという考え方を整理したもので、その理由があの①、②の部分で、その部分がまさに法理の部分でございます。（発言する者あり）

○委員長（片山さつき君） 速記止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（片山さつき君） 速記を起こしてください。

○小西洋之君 横昌長官が趣旨が分からないと言いながらずに答弁なされたことに、委員長注意をしていただいて、佐藤理事注意をしていただいて、ありがとうございました。

では、政府見解を我が外交防衛委員会に提出していただけますでしょうか。昭和四十七年政府見解を作成したその行政権の行使ですね、作成したこの行為というのは憲法解釈の変更には当たらない

という理由について、具体詳細に私の質疑の内容を踏まえて早急に出していただけますでしょうか。

そのことを理事会でお計らい願います。委員長、お願いいたします。

○委員長（片山さつき君） 理事会にて協議いたします。

○小西洋之君 ありがとうございます。

では、もう皆さんお聞きいただきましたように、まさに常識、非常識の問題で、もうこの解釈改憲、安保法制は終わりのわけでございます。もうノックアウトです。もう衆議院でもどんどん追及が始まるでしょう。また、参議院に來ましたら、大野先生、北澤先生を筆頭に我々も奮起しますので。もうこれはもたないですよ、こんなこと。そのうち国際問題にもなり始めます。

じゃ、さらに、大事な核心論点についてもう一つ追及を、もう答弁拒否ばかりされるので、本当に残念なんですけれども、核心論点をさせていただきます。

横昌長官は、この衆議院の答弁などでこういうことをおっしゃっている。先ほどの私の質疑もそうなんですけれども。この昭和四十七年政府見解というものを作った当時は、吉國長官は、我が国に対する武力攻撃が発生していない局面で国民の生命などが根底から覆されることがあるという、

そうした事実認識は持っていなかったと、事実認識は持っていなかった。ただし、事実認識はなかったんだけど、吉國長官が作られた政府見解の文書の中には限定的な集団的自衛権と今、安倍内閣おっしゃっているものが法理として含まれていたということを平然とおっしゃっているんですけども、実はこれは、よろしいでしょうか、法令解釈の根本を否定する憲法違反のとてもでない発言でございます。それを御説明させていただきます。

このカラーのページが一番最後の紙を御覧いただけますでしょうか。ちょっとその前に、このカラーのページの前から一枚目をおめくりいただけますでしょうか。これ、前回御説明、はい、それでございます。

私なりの分析によりますと、憲法九条において集団的自衛権を解禁した解釈改憲というのは、要するに、昭和四十七年見解などの歴代の政府見解の中に書かれている正しい憲法九条の基本的な論理というものを捏造して、捏造の論理である七月一日の閣議決定の基本的な論理をつくった。その捏造の論理である基本的な論理から、その中に書かれている武力行使の新三要件を抽出した。で、火事場泥棒的に明白な危険という緩和要件を付けたというのが解釈改憲の構図でございます。

そして、この論理の捏造をするに当たって三つ

の不正ですね、言葉は適切じゃないかもしれませんが、国民の皆様に分かりやすく言うと、インチキです。不正をやっているということです。三つのからくり。

一つは、今日も申し上げさせていただきました、外国の武力攻撃という文言を恣意的に読み替えていると。我が国に対する外国の武力攻撃に決まっているのに、同盟国などに対する外国の武力攻撃と読み替えて、読替えの一環として、一ページ目にありますこの昭和四十七年見解を、一つの段落に書かれているものを三つの内容に構造分割している。これを同時にやっているんですね。

もう一つは、平和主義の法理の切捨て。昭和四十七年見解の中にも明確に書いてある。昨日も中谷大臣は答弁をされておりました。平和主義の制限があるんだから、何でもかんでも自衛の措置ができるわけではないという趣旨の答弁をされていますが、まさにそのとおりです。三つの平和主義の法理が掛かるんです。三つの平和主義の法理はどれも集団的自衛権と真つ向から矛盾するということを私は何度も追及をさせて、安倍総理にも三月二十日、予算委員会で追及をさせていただいています。

そして、今から御説明するのは三つ目です。立憲事実のどっち上げというんです。つまり、この世に新しい法規範を作るためには、その法規範が

必要である、法規範の政策上の必要性と、そしてその法規範によって作られる新しいルールですね、新しいルールが手段として合理的、つまりほかにもう手段がなくてこれしかない、この二つを証明しないといけないんですね。

それで、先ほどのこの資料の一番最後を御覧いただけますでしょうか。これ、昨年の臨時国会で私が追及をさせていただいておりました。もう私、七月一日の解釈改憲の直後から平和主義の法理の切捨てと立憲事実のどっち上げについてはずっと追及をさせていただいていましたけれども、こういうことなんですね。

一番上に立憲事実、法令用語辞典がございます。有斐閣です。この代表は、編者、横畠裕介現長官でございます。横畠長官でございます。法令用語研究会と書いていますよね。横畠長官に簡潔に答弁をいただきたいと思うんです。これ、衆議院の先生方の、そうですね、追及に、私、ちょっと本質的なところをやらせていただいて、あと五分しかありませんので。この法令用語研究会というのが一体どういう団体で、ここに、私の経験ですと、これ著作権料がたくさん入っているんですね。横畠長官、また内閣法制局もそれを使われているのではないかなというふうな推測をいたすところであるのですけれども、これはあくまで推測です、そのことはお断りしておきますけれども。

つまり、御自分で書かれた立法事実を全く切り捨てる、でっち上げる、そういうことを平気でやられて、ちなみに、この法令用語辞典って、この法律事務所でも霞が関の全課でも買っておりません。膨大な著作権料が毎年入ってくるんだと思いますけれども。

下の内容について御説明をさせていただきます。済みません、真ん中の灰色の、グレーのところを御覧いただけますか。憲法九条において集団的自衛権の行使を許容するためには、今から申し上げる二つのことが必要なんです。

一つは、「目的の合理性」と書いてありますけど、目的の必要性和御理解ください。これまで歴代政府が一貫してあり得ないとしてきた、我が国が武力攻撃を受けていないのに生命が失われてしまうことになる、つまり生命などが根底から覆ることになる日本国民が存在することです。この存在は、まだ政府はできておりません。できていないですね。二つ目、その覆されることになる生命などを救うために、日本国民を守るために集団的自衛権の行使しかほかに手段がない、この二つを証明しないといけないんですね、七月一日の閣議決定の段階で。

そしてさらに、その下の(㍷)を御覧いただけますか。今二つ申し上げた内容のことは、一言で言うところこういうことになります。「我が国として

国際関係において実力の行使を行うことを一切禁じているように見える」、これは七月一日の閣議決定でも安倍内閣は引き継いでいる、憲法九条を日本語として読んだときの文理としての受け止めの広い意味での解釈と言っているのか、文理としての受け止めです。これは昭和四十七年政府見解以前にもこうした趣旨の答弁はもう何度も何度もされています。憲法九条の一項、二項というのを総合的に読むと、日本という国は国際関係において実力の行使を一切禁じているように見える。見えるんだけど、我が国に武力攻撃が発生したときに、国民が殺されてしまう、そんなことは許されるんだろうかと思つて憲法全文を読み直したときに、日本国民の平和的生存権を確認した前文、また、日本国民の生命を国家は最大限守りなさいという憲法十三条があつたので、その論理的な総合解釈でぎりぎり、我が国に武力攻撃が発生したときにそれを排除する必要最小限度の武力行使国際法上の個別的自衛権だけは許容されているというふうに言つたんですね。

つまり、申し上げたいことは、元々憲法九条の解釈はここから発生しているんです。一切禁じているように見えるという考え方から始まっているんです。これは、安倍内閣の七月一日の閣議決定の基本的な論理でも明確に書いてあります。すなわち、こういうことかというのと、一切武力の行使

を禁じているように見えるという憲法の解釈、九条の解釈の出発点から、集団的自衛権の行使、それは、限定的なものであれ何であれです、基本的には真つ暗闇なんです。真つ暗闇のところから新しい武力の行使という白いものを抜き取るためには、その武力の行使がどうしても必要だという政策の必要性ですね、さつき申し上げた、死んでしまう日本国民がいるということ。

もう一つは、その日本国民を救うためにこの集団的自衛権の行使以外に手段がないということが確認されていないといけないんですね。それをしないんだつたら、あらゆる法規範は骨抜きになります。骨抜きになります。刑法によって、人殺しはしてはいけないという条文がちゃんと書いています。ただ、ある例外的な場合には、いわゆる物理的な行為として殺人の行為であっても違法性が阻却される場合があるわけですけれども、それは、それぞれのやつぱりそうした合理的な、論理的な理由があるわけでございます。あるいは、逆のケースもございます。これは最高裁の判決もござい

ます。基本的に、私たち人間、国民は自由なんです。自由な人間、国民の権利を制限するためにはこの立法事実が必要なんです。最高裁の昭和五十年の薬事法の違憲判決というので、この立法事実がないことを理由に違憲無効で実は切つて捨てられて

おります。それは、薬局の営業の自由を合理的な根拠、あと目的の必要性もなく、議員立法だったんですけど、やってしまったので、違憲無効というふうになっているんですね。なっている。

つまり、横島長官に伺いますけれども、吉國長官は、よろしいですか、昭和四十七年の政府見解を作った段階において、我が国が武力攻撃を受けない局面では日本国民の生命が根底から覆されることはない。つまり、今私が御説明しました目的の必要性ですね、そういう日本国民はいないというふうに言っていたんですね。かつ、この吉國長官のその議事録も資料で付けさせていただいて、昨日、私、本会議でも皆様に御紹介申し上げましたけれども、日本が武力攻撃を受けない局面では日本国民の生命などは根底から覆されることはない、よって、我が国は、自衛の措置は憲法上一切できないというふうに答弁をされているんですね。されている。

横島長官に伺います。吉國長官は明確に、昭和四十七年政府見解を作った当時に、我が国が武力攻撃を受けていない局面では日本国民の生命などは根底から覆されることはないというふうに答弁で言っているし、横島長官もその吉國長官の事実の認識を認めています。

にもかかわらず、吉國長官はなぜ、一切の実力の行使を禁止しているかのように見えるという憲

法九条の下において、国際法上武力の行使に当たる新しい、国際法上集団的自衛権の行使に当たる新しい武力の行使を認めることができるんでしょうか。それは、最高裁も認めているところのこの立法事実という考え方、あるいは、これもう全てですよ、条例や、また最高裁は規制立法だとかと行ってごまかすのは駄目ですよ。新しい法規範をつくる時にはそういう社会的な事実とか立法事実が必要なわけですから。そういう立法事実がなくて、吉國長官はなぜ昭和四十七年見解当時に新しい武力行使を認めることができるんでしょうか。そんなことを認めたら、我が国は法治国家ではなくなくなってしまうのではないんでしょうか。明確に答弁をください。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 吉國內閣法制局長官が当時、限定的な集団的自衛権の行使を認めたというお尋ねの趣旨が理解できません。

○委員長（片山さつき君） いずれにしても、時間がもう過ぎておりますが。

○小西洋之君 あつ、済みません。じゃ、終わらせていただきます。済みませんでした。

